

平成24年 4月27日 議会改革検討代表者会議

○開議時刻 午後 2 時 0 分

○散会時刻 午後 4 時 5 分

○場所 全員協議会室

○出席委員 (10人)

伊藤 学 座長

川畑英樹 副座長

大須賀浩裕 委員

林 明裕 委員

井上耕志 委員

小林市之 委員

雨宮幸男 委員

高橋祐司 委員

大河巳渡子 委員

ドゥマンジュ恭子 委員

○欠席委員 (0人)

○事務局

大和田正治 事務局長

小林明信 事務局次長

宮川節夫 事務局主幹

小島伸夫 庶務係長

高橋慎一 議事係長

佐野竜也 議事係主査

○案件

1 第8回代表者会議における合意事項……………	1
2 今後の進め方について……………	4
3 検討・協議事項……………	6
(1)災害時における議員対応について……………	6
(2)陳情・請願の取扱について……………	10
(3)保育・手話・要約筆記サービスについて……………	18
(4)一問一答式試行導入について……………	23

(5) 議会報告会・市民との意見交換会等について.....	29
4 その他.....	41

午後2時0分 開議

○川畑副座長

皆さん、こんにちは。ただいまから第9回調布市議会改革検討代表者会議を開催させていただきます。

初めに、伊藤座長からあいさつをいただきます。座長、お願いします。

○伊藤座長

改めまして、皆さんこんにちは。日に日に緑が濃くなってまいりましたけれども、芽が吹き出すこの時期というものは、樹木が水を大変必要とするという自然の摂理でありまして、1日置きにこうした雨が降っているような状況であります。足元の悪い中、代表者会議に御参集をいただきまして、ありがとうございました。

皆様、お気づきのことと思いますけれども、本会議場の左側の通路におきまして、現在、皆さんに御同意をいただき、そして実施に移しました車いす対応のための工事が行われているところでございます。日に日に完成を見るような思いで私も毎日確認をさせていただいておりますが、スロープが完全にでき上がった状況でございます。

あとは、その上にじゅうたんを張るのでしょうか。そうした作業がまだまだ今後残りますけれども、6月の議会にはすべて完璧に完成して、そして車いす対応に臨むという体制ができ上がると思っています。そのことにつきましても、改めて皆様方に御協力いただきましたこと、感謝、御礼を申し上げながら、冒頭のごあいさつとさせていただきます。本日は大変御苦労さまでございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○川畑副座長

ありがとうございました。

それでは、日程に従いまして協議してまいりたいと思います。なお、進行につきましては、皆様の御協力のほど何とぞお願い申し上げます。

それでは、最初に日程の1、前回第8回代表者会議におきまして合意された事項について確認をするため、その内容を合意資料5として配付させていただきましたので、御確認ください。

内容は、前回第8回代表者会議で、委員会の公開について全員協議会も原則公開にすることを追加したこと、陳情・請願について、印・拇印がない署名はその数を委員会に報告すること、陳情・請願提出者から説明を希望する申し出があった場合、提出者説明の可否判断を委員会が行うことが合意内容となっております。御確認の上、御了承をお願いいたします。

はい、ドゥマンジュ委員、どうぞ。

○ドゥマンジュ委員

この合意事項として出された中の陳情・請願提出者から説明を希望する申し出があった場合は、提出者説明の可否判断を委員会が行うというところなのですが、私、前回の8回のお話の話し合いで、自分でとったメモなんかも振り返ってみたんですけども、このときは、まずは座長から方向性を同意いただければ、ルールについては今後決めていきたいということだったと思うんですが、その方向性とルールというのがどの程度のところまで方向性ということだったのか、私自身、疑問に思うところがありますので、ちょっとお尋ねしたいんです。

提案者から説明があった場合、委員会が行うということなんですけど、これについてはどの段階で委員会に諮るかという質問とか、または提案者からの主体性を大事にして、提案者がしたいといった場合も認めるべきではないのかといったような意見もこの場でも出されたと思うんですが、委員会が行うということで方向性は決まったのかなど。私は、そうじゃなくて、提出者がやりたいといった場合も認めるというところまで、とにかく申し出があった場合は、陳情者の説明を受けるところまでが方向性で、その後、委員会でもどのように諮っていくのかとか、諮るのかどうかというところはルールだというふうに思ったんですけども、そのところがちょっとあいまいなんですけど、ここまでの合意だということはそれでよろしいのでしょうか。皆さんの認識はいかがなんでしょうか。

ですから、陳情、請願があったときに、説明する場を設けるというところまでが方向性で、その後、委員会に諮るのかどうかというところは、その後のルールというふうにとらえたんですけども、ここまでが方向性ということを示されているのでしょうか。

○川畑副座長

はい、座長、お願いします。

○伊藤座長

8回の議事録要約を今、目を通してありますが、やりとりがずっとあったことは当然認識している中ではありますが、それぞれの委員さんから陳情の説明の申し出があったときのルールについては、今後協議したいと。方向性でこれでよろしいですかということを副座長から皆さんにお諮りをしているということです。

そして、今言ったように今後協議するということが、皆さん了承いただいたという形が記録に残されています。ですから、今後の協議という中に、例えば委員長さんのそれぞれの認識の差があっては困ります。もしくは、そうした対応について、各委員会で諮るに当たっての1つのルールづくりということも必要になるだろうというふうに思われますから、その部分については今後の協議ということになるかと思えます。

ですから、方向性については、各委員会において陳情提出者からそうした意見を述べた
いという意思表示があったときには、今まではそれを受けておりませんが——受け
ていないというより、そういう流れとはなっていないけれども、今後はそれを委員会で諮
りましょうと。そこまで了承されたということを理解していただければと思うんですね。

以上です。

○ドゥマンジュ委員

では、委員長とかの協議も含めて、これからはどのようにやるかというところを詰めて
いくということですね。一歩進んだというような発言もこの間あったと思うんですが、そ
こは今、議長がおっしゃったように、今までは受けていなかったところを、申し出があっ
たときには委員会で諮りましょうというところが一歩進んだというところでとらえればよ
ろしいということですね。

○伊藤座長

そのとおりだと思います。しかし、委員会で可否をお諮りしますので、必要とあらば求
めていくと。委員会がその求めを必要としなければ、説明の機会は自動的に消えるとい
いましょうかね、方法としてはそういうことになろうかと思っています。ただ、このルール
については、それぞれ委員会の進行上の問題もありますので、その辺の約束事は今後方向
性を出して、そうしてから実施に移していくということになろうかと思いますね。

○ドゥマンジュ委員

わかりました。私としては、その方向性が決まったところでは、陳情を受けるところで
ころが方向性だと思ったもんですから、委員会で諮るというところまではルールだと思っ
ていたので、そのときには発言しなかったんです。今、意見だけ言わせていただきたい
んですけれども、やはり陳情者がそこで意見を述べるということは、市民の1つの権利とし
て、陳情者からの希望があった場合は、そこは一応ルールはつくるべきだと思いますが、
委員会がだめという方向ではなくて、極力前向きに受けるという方向でやっていただきた
いと思うんですね。それだけにしておきます。

○川畑副座長

御意見として承っておきます。高橋委員。

○高橋委員

お聞きして、ちょっと記憶がよみがえってきたんですけど、最後の座長の方向性を決め
た後に、今後の細かいルールについては、正・副委員長会で決めていきたいとおっしゃっ
ていたように僕は記憶しているんですが、それについてはいかがですか。

○川畑副座長

はい、座長、お願いします。

○伊藤座長

おっしゃるとおりだと思うんですね。ですから、先ほども確認をしましたけれども、この部分で私が最後に申し述べたのは、ルールにつきましては、今後協議することで方向性はよろしいですかと。この前段では、実は今のようないろいろな議論がされているんです。ですから、正・副委員長さんとか、もしくは最終的には議運がそこにどうしても絡まなければいけないような課題があるとすれば、議運にもお願いしなきゃならんだろうし、もろもろ皆さんの方向性を定めるところまでは合意を得ているという認識を持っていただければよろしいかと思っています。

○川畑副座長

よろしいですか。雨宮委員。

○雨宮委員

今の関連で、今後、具体的なルールの中身について協議していくということのようですので、その際、正・副委員長会議にしろ、議運にしろ、どういう議論の場であったとしても、この場での議論の趣旨というか方向性をぜひ熱く伝えていただきたいなど。これは要望としてお願いしておきます。

○川畑副座長

御要望としてお受けいたします。それでは、御確認の上、御了承いただきたいと思いません。

続きまして、日程2、今後の進め方についてを議題といたします。座長から説明を願います。はい、座長、お願いいたします。

○伊藤座長

今後の進め方と言いますと、また大きく進め方を変えるのかというような誤解をされてはちょっと困るんですけども、今から申し上げるところをぜひ御理解いただいて、今後の進めに対して御協力をいただければと思っているところであります。

前回第8回の代表者会議におきまして、議会改革提案事項がまだ多く残されておりまして、今後の進め方等において心配された委員の発言がございました。当初、この代表者会議の進め方につきましては、最初に提案された各委員からの提案説明をいただき、その後は私どもで提案された事項を検討し、座長提案という形で協議をしていただこうと考えておりましたが、第3回代表者会議において、各委員さんから協議に入る前に項目ごとに提案趣旨等の説明が必要との要望があり、提案事項ごとに提案者から説明を受け、その後に質疑、意見交換を図って、より丁寧な会議を進めてきたところでございます。

しかしながら、前回8回までに結論まで至った事項につきましては、項目別で言えば127の提案項目の中、20項目余の合意しか図られていない状況となっております。こうしたことから、1項目ごとに提案理由をお聞きし、協議、合意を諮っていく現在の進め方では相当な時間を要すことから、提案内容が重複するものや目的が同じとなる提案を整理し、まとめました。資料24、議会改革提案事項整理表として作成したところでございます。

資料24の整理表では、これまで大項目の10分野と各提案事項の小項目の間に、新たに小項目を包含する中項目30項目の協議事項を設定させていただきました。この中項目は、具体的提案であるそれぞれの小項目を整理、まとめたものを協議事項として整理してございます。

今後は、ぜひこの中項目単位での協議をお願いし、会議を進めてまいりたいと考えておりますので、冒頭に申し上げましたけれども、ぜひとも御協力をいただければと思っております。

以上でございます。

○川畑副座長

説明が終わりました。座長から今後の進め方について、協議事項を整理し、論点を絞って協議していきたいという旨の趣旨説明がございました。御意見がございましたらお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。雨宮委員。

○雨宮委員

ちょっと確認です。ここで中項目と言っている協議事項単位で議論をしていくという理解でよろしいんですか。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

皆さんのお手元に御配付してあります資料24番、議会改革提案事項整理表、一番上に分野、協議事項、次に論点・具体的、会派、備考とありますけれども、今後は協議事項を1つの協議のテーマとして、そしてそのテーマの中に含まれた各会派から提案のありました課題、テーマをそれぞれここで説明していただく。その説明に対して、重複する事項が今までも多くありましたので、できましたならばその他補足の説明がございましたら、お願いしたいという進行に変えていくつもりでございます。

つきましては、大きく的の外れたものがそこに入っているということは考えられませんので、できるならば協議事項、議会基本条例については、どういう形で今後進めていくのかというところを説明していただき、それに対して皆さんから意見交換をしていただく。

その意見交換を聞きながら、最終的に意見が出し尽くされたところで、私のほうから提案をさせていただくという方法になります。ぜひその辺の御理解をいただければと思います。

以上です。

○川畑副座長

ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、これから資料24の整理表にあります議会改革提案事項の中項目に整理いたしました協議事項に従い、協議を進めていくことで御了承をお願いしたいと思います。

続きまして、日程の3、検討・協議事項に入ります。最初に、(1)災害時における議員対応についてを議題といたします。

このテーマは、前回第8回代表者会議で井上委員さんから災害時における議員及び議会の具体的な対応の説明を受け、その説明を踏まえ、座長提案として資料25、要綱(案)を作成いたしました。伊藤座長から説明をお願いいたします。座長、お願いします。

○伊藤座長

それでは、災害時における議員対応についてというところで、前回第8回代表者会議において、井上委員から災害時における議員や議会の対応を明確にするため、調布市議会として災害対策支援本部の設置が望ましいとの提案を受けたところでございます。おおむね皆様方の御賛同を得たとと理解しております。つきましては、井上委員の説明を踏まえ、今回、資料25として調布市議会災害対策支援本部の設置要綱(案)を作成いたしました。御協議願いたいと思っています。

内容といたしましては、調布市において災害が発生したときに、市議会内に調布市議会災害対策支援本部を設置し、市長が設置する調布市災害対策本部と連携するとともに、市の災害対策活動を支援するものでございます。

本部長は議長、副本部長は副議長をもって充て、本部員は本部長及び副本部長を除くすべての議員をもって構成することになります。

本部の所掌事務は、議員の安否の確認を初め、市の災害対策本部からの情報を各議員へ提供することや災害情報を支援本部を通じて市の災害対策本部へ提供等すること。また、議員の対応として支援本部への安否の報告等をその内容としているところでございます。

前回、それぞれの委員さんからも御指摘をいただいておりますけれども、あくまでも市の災害対策本部にオブザーバーという形で私ども正・副議長がそこに参画し、生の情報を得て、そしてそれを議員の皆さんに発信していく。もしくは、議員の皆様からそれぞれ情

報をいただいたものを災害対策本部へ正確にお伝えする。もしくは、直接各議員がそれぞれの思い、情報を災害対策本部へお届けするというところもあるかと思いますが、あくまでも災害対策本部については、私ども議会としてはオブザーバーという形を貫いていかなければならないと思っています。

その辺の御理解をいただきながら、災害支援本部設置要綱を定めながら、今後、活動をしていったらいかがかなと思って、前回フローチャート図で示したものを成文化したものでございます。

以上でございます。

○川畑副座長

説明は終わりました。座長から調布市議会災害対策支援本部設置要綱（案）の説明がありました。御意見をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。挙手にてお願いいたします。雨宮委員。

○雨宮委員

前回のフローチャートに基づく議論を要綱という形で整理していただいて、ありがたいと思っています。全体としては、私はこれでいいのかなという感じがしているんです。ただ1点、議員の対応というところの(6)、災害時に備えて救命救急講習等を受講すること。これは心得の問題としていいと思うんですけども、ただ、この表現だと義務化されてしまうような印象があるもので、例えば講習等の受講に努めることみたいな努力何とかみたいな、そういう表現に改めることができないかどうか。これは質問というか、意見なんです。

○川畑副座長

はい、座長、お願いします。

○伊藤座長

一言一句これをお願いしたいという御提案ではなく、今のように、今後このことについてはやはり整理する部分もあると思っています。すなわち、義務努力という形の表現に変えろとか、ここだけでなく、皆様からぜひそうしたことを前向きに御指導いただきたいなと思っているところでございます。

例えば今の6番の救急救命講習等を受講することと定めたときに、誤解しないでお聞きをいただきたいと思いますが、議員とて健常の方ばかりではないということも今後考えられるところであります。

つきましては、そういう方にもそういうものを課すのかということにもつながりますので、そういう表現ではなくて、努力義務とか、もしくはそういうものに理解できるような

文言の整理は、ここだけに限らず、全体的に今後協議していきたい。ただ、方向性として、このものを定めるということに対して、皆さんからぜひ御理解いただければ、早急にその問題については対応していきたいと思っています。ぜひよろしく願いいたします。

○川畑副座長

雨宮委員、よろしいでしょうか。

○雨宮委員

はい。

○川畑副座長

ほかにお気づきの点がございましたら。はい、林委員。

○林委員

先日のフローチャートをもとにした座長案について、私どももおおむねこれで了としてよろしいのかなというふうに思っておりますけども、1つ、2つお伺いしたいんですが、基本的に議会災害対策支援本部が設置される場合というのは、調布市の災害対策本部が設置されたときに必ずというか、自動的に設置されるという理解でよろしいでしょうか。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

そのように受けとめていただいて結構かと思っています。

○林委員

その場合、この要綱を拝見していると、事務局長は市の災対本部の会議に出席されるというのは承知しているんですけども、本部の庶務は議会事務局において処理をするというふうにならうとありますが、私たちは当然、議員は全員市内在住、これは必須なんですけども、事務局の職員さんというのはどういう状況——別に市内に住めとかそういうことを申し上げているつもりは毛頭ないんですけども、実態は今どんな状況なのかなというのがちょっと気になる場所なんですけども。

○川畑副座長

はい、局長。

○大和田事務局長

事務局の職員の状況を今質問されましたので、お答えしたいと思いますけども、10名ほどの職員がおりますけども、3分の1ほどが市内在住者という状況でございます。

以上です。

○林委員

わかりました。遠方から来られる方もいらっしゃるかもしれませんが、全員が集まれというのは難しいかと思えますけども、3分の1ぐらいいらっしゃれば、おおむね本部の庶務機能は果たせるのではないかなというように思っておりますので、理解をさせていただきます。

以上です。

○川畑副座長

ほかに。雨宮委員。

○雨宮委員

事実上の運用上の問題になろうかと思うんですけど、さっき市の災害対策本部の設置と連動して支援本部が設置されるというお話でしたけれども、そうすると、市の災対は設置しましたという通知というか、あれが流れますよね。例えば議員のほうにもメールか何か来ると思うんですが、それとあわせて、我々のほうに支援本部を設置しましたという通知というか連絡が来るんでしょうか。

○伊藤座長

伝達方法は幾つか設定しておかなければいけないと思いますね。ですから、電子的な伝達をするのか、アナログ的な伝達をするのか、もろもろあるという想定をするんですけども、あらゆる想定をしておきたいと思っています。

それともう1つは、基本的には先ほど林委員からのお尋ねについてお答えをしたとおりでありまして、市の災害対策本部の設置が立ち上がったときには、同じく議会のほうとしてもこの要綱に定め、支援本部を設置するという、これは同時だというふうに考えています。

それから、それぞれ災対本部が発せられたとか、情報については逐次議員のほうには発信していくということがまず基本的なスタート時の作業というふうに思っていますので、ぜひそういう事案が発生したときには、皆様方も要綱に従っての行動をお願いしたいということになろうかと思っています。

以上です。

○川畑副座長

よろしゅうございますか。ほかに御質問……はい、大須賀委員。

○大須賀委員

設置要綱の5、議員の対応の1番目、議員の安否確認なんですけども、実際に設置要綱が動き始めるときでいいんですけども、どういう形で議員が本部に——本部というのは議会の災害対策本部に安否確認をするのかという方法について、大まかに決めておいたほう

がいいと思うんですね。

今、林委員からも質問がありましたけども、基本的に災害時、緊急性があった場合に3分の1の職員で対応するというときがますます大変だと思うんですが、電話による連絡は受けるほうも大変だし、メモする内容を次に伝えるのも大変だし、伝言ゲームをやっているうちに中身がへんてこりんになっちゃったりする可能性があると思うんで、例えばメールで行うとか、一定のルールを決めておいたほうがいいと思うんです。

ただ、ライフライン、電話が通じるのか、メールが通じるのか、電話もメールも通じないのか、いろんなパターンはあるかと思えますけども、基本パターンというのはあくまでも決めておいて、それに応じた形でできるだけ対応するというほうが的確な運用ができるかなと思いますので、お願いしたいと思います。

以上です。

○川畑副座長

はい、小林委員。

○小林委員

これで結構だと思います。ただ、詳細については、今、大須賀委員さんのお話にあるように、細かいことは事務局と座長を中心にまた練っていただいて、お知らせいただくとかという形でよろしいんじゃないでしょうか。余り細かいことまでやっていると次に進まないと思います。よろしくをお願いします。

○川畑副座長

それでは、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、座長提案がありました調布市議会に災害対策支援本部を要綱案どおり設置するという御了承をいただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

なお、要綱を設置する上での具体的な運用面における内容等につきましては、事務局と検討した上、皆様に御報告したいと思っております。よろしくお願ひいたします。それでは、座長提案のとおり了承させていただきます。

続きまして、検討・協議事項(2)陳情・請願の取扱いについてを議題といたします。この内容を提案された提案番号43番、国・都への意見書提出陳情の取扱いの提案説明を林委員からまずお願いしたいと思います。はい、林委員、お願ひいたします。

○林委員

私どもの会派から、円滑で効率的な議会運営のための項目の中で、国、東京都への意見書提出を求める陳情・請願の取り扱いについては、本会議即決、または各会派の配付により議員提出議案とするという項目を上げさせていただいたところでございます。

背景を説明させていただきますと、現状、まず請願については、会議規則と法的にもきちんと請願権があるわけですから、それは除外しなくてはいけないんですけども、陳情については、意見書提出を求める陳情が出た場合は、委員会審査に付されて、その委員会では採択となった場合、その採択者が賛成者みたいな形で本会議に出されて、上程されて採決という流れだと思います。

一方で、陳情に関係ない通常の意見書等が出てきた場合というのは、ここに書かせていただいたとおり、その問題が国とか東京都、調布市に関係ないところの問題ということになると、調布市の行政側に特に関係ないということもあって、本会議即決というふうになっているかと思えます。

そうしますと、市民の方が議会に意見書提出を求めた場合というのは、委員会審査をして議員が提出する意見書案というものと、委員会審査を行わず即決するという後者の部分という意味では、必ずしも統一性がとれていないのではないかなというふうに考えております。

そもそも意見書案を出すについては、今現在も議員が3人集まれば議員提出議案として出せるわけですから、その辺の出すか出さないかの妥当性の判断は、各会派で行えばいいのではないかなというふうに思っているところでございます。

したがいまして、具体的な提案としては、国、東京都への意見書提出を求める陳情は審議案件とせず、出された写しを各会派に配付して、各会派でそれを本会議に出すべきか出さないべきかということ判断して、必要であれば3人集めて議員提出議案として出すとすることが妥当ではないかということで、今回提案をさせていただいたところでございます。

以上です。

○川畑副座長

説明が終わりました。ただいまの林委員の説明に対して御意見等がございましたら、挙手にてお願いいたします。ございませんか。雨宮委員。

○雨宮委員

1点質問なんですけど、本会議での即決にするか否か、委員会付託にするか、その選択は会派に任せるという説明だったと思うんですけど、それぞれの会派が全く同じ態度になれば

それでまとまるんでしょうが、意見が分かれることは当然起こり得ますよね。うちは本会議だと、うちは付託だというふうな、分かれるといっても2つしかないんだけど、それで一致を見なかったときの扱いというのはどういうふうになるんですか。

○川畑副座長

林委員。

○林委員

陳情というか、紙は各会派に配付するということですよ。ちょっと説明が足りなかったかもしれませんが、基本的に今は、一方は陳情で委員会審査に付されるものと、意見書については即決になっていると、同じ意見書を出すものについても分かれているわけですよ。ですから、当初から委員会に付託するという選択肢は一度なくしてというか、各会派でそれぞれ本会議で議員提出議案として出すか出さないかを判断するということよろしいのかなというふうに思っているんですけど。

○雨宮委員

私、陳情の結論に基づいて提出する意見書と、通常の間ゆる意見書は根本的に違うと思うんですよ。通常の間ゆる意見書といわれているものは、同じ議員提出議案であっても議員の発意によるものなわけですよ。ところが、それに対して陳情が採択されて、それに基づいて議員提出議案で意見書となる発意はあくまでも市民なんですよ。

ですから、議会としては、市民の皆さんから出されたものについて、即決であれ採択するかしないかということをとるからいいんだという論理もあるかもしれないけど、やっぱり先ほどの陳情に対する趣旨説明の話じゃないけれども、どういう思いでその陳情ないしは陳情の延長線上の問題としての意見書提出を求めるのか。これは、少なくともどこかで議論する必要があるんだろうというふうに思うんですよ。議論の部分を除いちゃっていきなり即決ということになっちゃうと、何のために陳情したのかということがどこかに飛んでいっちゃう。

しかも、調布の場合には請願も陳情も紹介議員の有無を問うだけで、事実上の取り扱いは一緒じゃないですか。だから、そういうこれまでの経過、経緯から見ても、陳情についてもやっぱり従来どおり委員会付託してやるべきだというのが私の見解なんですよ。その場合に、先ほどの説明によりますと、そう思うのであれば、その会派なり何なりが議員提出議案として陳情を出すんですか。意見書として出す？

○林委員

今の部分だけ言えば、陳情じゃなくて、議員提出議案として。例えばうちの会派に紙が回ってきて、うちの中でこれは議員提出議案として出すべきだという結論に達した場合は、

うちの会派だけで3名なのか、ほかの会派との話し合いで3名以上の議員提出者を募って、それで議員提出議案として出すというふうに考えております。

もう1つ、先ほど市民が出したものと議員が出すものというのは、同じ議員提出議案でも意味合いが違うというようなお話がありましたけども、少なくとも私たちは市民の代表として法定の手続に従って今議会にいるわけですから、市民の意見を聞いて、それをどういうふうに判断するかという議論をして、自分たちの中で判断するということはまた一方で必要なことじゃないかなというふうに思っていますけども。

○雨宮委員

それは、もちろん議会として、議員として、市民の皆さんから出されたものに対する最終的な判断をしなきゃならない問題ですよ。だけど、その結論に至る過程で、やっぱり市民の皆さん、陳情を出された皆さんがどういう思いや目的、あるいは何を狙っているのかということについて、文面からだけではすくいとれないというか、酌み取れないというか、それを俎上というかまな板に乗せてやりとりするのが、私は委員会なら委員会での議論ということだと思うんですよね。

だから、文書で出された文面だけでイエスかノーかということは、理屈としてはあり得るかもしれませんが、やっぱり陳情、あえて言えば請願権の変形としての陳情と、それに基づいた市民の皆さん方の権利行使をちゃんと議会での議論という場を保障すべきというのが私の持論なんですけどね。

○林委員

雨宮委員のおっしゃることについては、国、東京都以外の市の所管するものについては、私もおっしゃるとおりだと思うんですよ。それは議論の過程も明らかにする必要もあるし、また委員会の中での議論というのも大事だと思っています。

ただ、市以外の国とか東京都に対する意見書云々というものについては、今まで委員会審査ですべてがそうとは私も思い出せないんですけども、正直言って、市の理事者側も困惑しているというふうに私は見受けられるんです。はっきり言って議員さんだけで勝手にやってよとは言わないけど、議員さんだけで議論してよみたいな雰囲気を感じるところがあるわけですよね。

であればこそ、そういう意見書については、きちんと会派内で議論を踏まえて、それで会派の中で議員提出議案として出すのか出さないのかという政治的な判断も含めてするほうがより実務的でもあり、先ほど冒頭申し上げたように、今の陳情と市民が議会に意見書提出を求めた場合との扱いの違いということも含めて、統一性に欠けるということを見ると、改善の余地は十分あるんじゃないかなと思うところです。

○雨宮委員

同じやりとりをしてもしようがないから最後にしますけど、国だとか東京都、要するに他団体に提出する意見書であっても、確かに理事者の皆さんが困惑気味というのは、私も理解しないわけじゃないですよ。だけど、それこそ議員間の自由討議で深める場が委員会なり何なりの議論じゃないんですかね。

例えば国の制度にしたって、我々市レベルの議員が知り尽くしているというわけでもないし、意外に制度的なことを十分に知らないで結論を出すと、陳情を出した方々に対しても失礼というよりか、ちょっと申しわけないという点も出てくるだろうという意味なんです。もうこれで終わりにします。

○川畑副座長

ほかの方から御意見ございませんでしょうか。――では、座長。

○伊藤座長

それぞれの議論をお聞きしたところでありますけれども、私のほうからも提案者の意見に近い内容になろうかと思っておりますけれども、提案を差し上げたいと思っております。

提案番号43、「国・都への意見書提出陳情・請願の取扱は本会議即決又は会派配付により議員提出議案とする」ということでありますけれども、国、都への陳情は、陳情等提出者が調布市議会として国、そして都への意見書提出を求めていることから、決議、意見書の議員提出議案と同様の取り扱いをしたいと考えています。

市民が国、都への意見書の提出を求める陳情は、その目的は意見書の提出であり、現行行われている委員会審査結果、採択、趣旨採択、不採択により関係機関に意見書が提出されるかどうかの結果が問われることとなります。

また、意見書の提出は、賛同する議員3人で議員提出議案として提出が可能でございました。委員会での審査がなくても議案の提出に影響はないと考えているところでございます。

こうしたことから、国、東京都への意見書提出陳情は要望書の取り扱いとし、その写しを各会派に配付させていただき、その後の取り扱いは決議、意見書と同様の取り扱いをすることをお願いしていきたいと考えているところでございます。

なお、請願につきましては、会議規則、審査案件となっているため、この対象からは除外いたします。皆様方の御理解をいただければと思っております。

なお、それに当たりましては、私どもでも少し調査をさせていただいております。国、東京都への意見書提出を求める陳情につきましては、例えば、過去を2、3年さかのぼりまして、議会に対する提出の数などがもし参考になればということでお伝えしたいと思

ますけれども、この辺につきましては先ほど私のほうからお願いしてございますが、事務局からちょっと説明願えますか。

○川畑副座長

はい、どうぞ。

○宮川事務局主幹

まず、意見書の提出を求める陳情の数でございますけれども、年平均で9件ほど提案がございます。そして、その中で陳情を採択をされまして、意見書の提出となっておりますのが年平均4件弱ということですので、提出されました陳情の中の過半数には行きませんが、半数弱は意見書として提出されております。

なお、陳情にかかわらない意見書を含めた提出の総数でございますけれども、年間約36件ございまして、先ほど申し上げました、その中で陳情、採択に伴う意見書の提出は年平均で4件弱というような数になっております。

以上でございます。

○伊藤座長

ありがとうございます。今の説明のように、年平均36件のうち4件が国、東京都への意見書を求める陳情ということのようでございます。もちろん、そのほかの陳情につきましては当然審査対象となるわけでありますから、国、東京都に求めるものについては現在の委員会付託を省略させていただき、議員提出議案として対応していければよろしいかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○川畑副座長

座長からの提案がございました。それでは、皆さんの御意見をどうぞ。ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

私の意見を言わせていただきますが、今、雨宮さんや林さんのやりとりを聞かせていただいたんですが、私の気持ちとしては、雨宮さんが言われているように、市民が思いを持って出してきた陳情については、議会の中で議員がそれに対してどのような考えを持っているのかということをも市民の皆さんにわかっていただくために、委員会の場でやりとりすることは必要なのかなと思います。

この議会改革も、市民に開かれたということと市民にとってわかりやすいという目的で議会改革をしていることを考えますと、今まで陳情で出されたことを委員会の中でやりとりしていることこそ市民にとってわかりやすい、どういう判断で議会はそれを採択したのか、不採択としたのかということが見えることだと思えます。そうすると、これをなくし

てしまうということは、そもそもの議会改革の目的からも外れてしまうのではないのかなと思うので、私は現状のままでいいのではないのかなと思います。

以上です。

○川畑副座長

御意見としてお伺いしておきます。ほかにございせんか。雨宮委員、どうぞ。

○雨宮委員

ちなみにという質問なんですが、さっき意見書で出すやつが年4件ということでしたが、その内容的にはどうなのでしょう。私も2件ぐらいについては毎年同じものが出ているなという認識は持っているんですけど、4件は大体毎年同じようなものなのでしょう。

○川畑副座長

宮川主幹。

○宮川事務局主幹

4件のうち2件ほどは毎年定期的に出されている陳情でございます。

以上でございます。

○雨宮委員

そうすると、少なくとも残った2件程度のものについては、内容的にはばらついている——ばらついているという言い方は変だけど、それぞれということという理解でよろしいんですね。

○宮川事務局主幹

そのとおりでございます。

○川畑副座長

ほかにも御意見ございせんか。大河委員。

○大河委員

今、いろいろな御意見が出ておりますが、私はちょっと違う観点から言わせていただきますと、そもそも調布市では意見書というのは多数決で国に上げておりますが、議会によっては、その地方自治体固有の問題でなかなか解決できないので、都、国に上げていくという意味で全会一致ということを原則にして出している議会がありますが、本市では多数決ということで、それが議会の意見として意見書というのがあります。

そういう面で言えば陳情もあれかもしれませんが、ただ、少なくとも調布市民の方がその陳情内容を市以外にも力を出していただかないと、別の機関に言わないと解決できない内容だということ出されるわけですので、そういう意味でいけば、実際に調布在住の市民がどんなことでそういうことを求めているのかということ議会が受けとめ、そのこと

を議論できる場があるということについては、私は決して悪いことではないと思います。むしろそれぞれの意見書も、可能であればきちんと議論をしながら決めていくものではないのかなというふうに思っておりますので、そういう意味からすれば、議論して、その内容を議会としての結論を持ってやっていくという今のあり方が議会運営の中で支障を来しているようには理解しておりません。

○川畑副座長

御意見でよろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。座長。

○伊藤座長

今、御意見をそれぞれ伺っておりますと、今のところ私どもが提案したものについては、なかなか受け入れる状況にはないのかなと思っておりますので、このテーマにつきましては私どもも持ち帰らせていただいて、再度、後日座長案として提案させていただければと考えております。

その際、例えば26市の議会において取り扱いがどのような形になっているのか、今、大河委員さんの発言があったように、全会一致でなければ提出しないとかという我が市議会とは異なる方法を持っている、そうした資料も同時にお示ししながら皆さんと議論を深めていきたいと考えておりますから、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○川畑副座長

はい、雨宮委員。

○雨宮委員

さまざまな近隣の調査をしていただけるということなんで、その際にぜひあわせてお願いしておきたいと思っておりますのは、全会一致を旨とするという議会もあれば、議員提出議案の意見書であっても一件一件について提案説明の理由だとか、あるいは本会議議論をやっている議会もあるようなんですよ。ですから、そういった内容についてもあわせて調査をしていただければというふうに思っておりますので、よろしく願いします。

○伊藤座長

議員提出議案について、今はそこに及ぶのではなくて、このテーマはあくまでも陳情の中に国、都における意見書提出をしていただきたいということについての方向性を定めていきませんと、そこに話を持っていきますと、これまたどんどん広がりを見せますので、このことはこのことということでお示しをしたいと思っております。ただ、議論としてはいずれの時期にそのこともお願いをしていきたいと思っております。ですから、このテーマについては今のような形で余り広げないようによろしく願いしたいと思っております。

以上です。

○川畑副座長

それでは、持ち帰り提案とさせていただきます。

続きまして、(3)保育・手話・要約筆記サービスについてを議題といたします。このテーマも第7回代表者会議、2月3日で協議されましたものの継続協議となっております。座長のほうから提案がございますので、座長からお願いいたします。座長。

○伊藤座長

それでは、傍聴者への保育・手話等のサービス提供につきましてですが、保育・手話等のサービスの実施をという提案で第7回代表者会議で議論されているところであります。その第7回代表者会議の協議では、サービスの実施についてはおおむね意見は一致されていましたが、実施には人の手配、場所や予算等の環境整備が必要であることから継続協議といたしまして、この間検討をさせていただいたところでございます。

まず、保育サービスにつきましては、保育士、または保育場所等の確保が必要となりますが、提案の1にありました、子どもさんが静かにすることを条件に同伴傍聴を認めるという案を採用し、提案していきたいと思っております。すなわち、原則、児童及び乳幼児の傍聴席及び委員会室に入ることができることを提案していきたいと考えています。人、場所、予算の確保をすることなく、速やかに実施できることから、この提案に至ったところでございます。

現行規則では、児童及び乳幼児は傍聴席及び委員会室に入ることができないことになっております。なお、議長、委員長長の許可を得た場合にはこの限りではないという規則を改正することにより、児童及び乳幼児の傍聴席及び委員会室に入ることができるようにしたいと考えているところであります。

次に、手話・要約筆記につきましては、予約を基本とし、予算を確保していくことで実施可能でありますので、今後予算の確保をした上で、速やかに実施していきたいと思っております。経費的な内容は資料22をお配りしておりますので、御参考にしていただければと思っております。よろしくどうぞお願いいたします。

○川畑副座長

座長からの説明は終わりました。御意見をお伺いしたいと思います。ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

手話や要約筆記については予算を確保して実施したいということで、これは前に進むのかなと思います。

保育のほうについてですが、子どもや幼児を中に入れてもオーケーということにすると、

すぐに実施できるということですがけれども、子どもの側からしてみると、保育がなく、中に行って静かにしなさいというふうにしななければいけないというのは、子ども側にとってみてどうなのかなと思うところがあります。子育て世代の方がしっかりと議論に集中して聞くためには、やはり子どもは保育をするということが必要なのではないのかなと思います。

参考なんですけど、杉並区が傍聴のときの一時保育というのをやっているの、ちょっと聞いてみたんですけど、その説明をしてもよろしいですか。

○川畑副座長

短く要約してください。

○ドゥマンジュ委員

はい。こちらは、場所の確保とか保育士の確保ということをおっしゃっていましたが、業者へ委託して、そこでのやりくりがあるので、おおむね7日前までに申し込んだ場合、受託者がオーケーならばできるということで受けているそうです。4名が枠で、子どもにとってということも考えて3時間以内で6ヵ月から学齢前までのお子さんを預かっているそうです。

保険については、大枠の保険は事業者が加入している保険、あとは1人当たり100円、これは議会のほうで持っているということでした。その事業の委託に当たっては2人の保育士さんを頼んでいるようなんですけども、保育料と交通費と100円の保険料をまかなっているということで、ほかにもいろいろな自治体でこのような取り組みが行われているということでした。

ですから、方法をいろいろと検討すれば保育というのもできるんじゃないのかなと思います。もしくは、保育ができないならば、中に入らなくても中でやっている委員会ですとかの様子聞こえるような音声での手だてが何らかの形でできればいいのではないのかなと思います。お子さんを中に連れていくということは、委員会の中でも、お子さんが泣いてしまうとかということはどうなのかなということもあると思いますし、やはり子どもが中に入るということではない方向で考えていきたいなと思います。

○川畑副座長

座長提案に対して御意見ということで伺っております。ほかに御意見ございますでしょうか。大須賀委員。

○大須賀委員

手話・要点筆記サービスで要望を申し上げたいんですが、原則予約制で予算も確保していただけるというのはよくわかりました。ただ、調布市議会として手話通訳が予約制で

きますよというPRも含めて、例えば3月議会における市長の基本的施策、あるいは代表質問の質問と答弁を試験的意味も含めて手話サービスをやってみるということもできれば検討していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○川畑副座長

ほかにございませんか。大河委員。

○大河委員

私は、今回、傍聴者への環境整備という問題について1つだけの会派ではなく、幾つかの会派から保育サービスが提案されたことは大変結構なことだというふうに理解をしておりました。特にその中には、保育施設整備といったことまで書いていらっしゃる場所もあるわけです。

今ドゥマンジュ委員さんからもありましたように、杉並は一時保育実施要綱というものをつくっていますし、調べてみると、松本市では保育控室をつくっていました。また、長野では保育園に子どもを預けていく。ですから、大体事前に連絡をとってというところがありますし、調布市は、傍聴したい人に子どもがいるので気兼ねでなかなかできないということに対して保育を提供して、より多くの方に傍聴していただくというコンセプトがあったので、さまざまな案が出されたと思います。手話も予算がということですがけれども、保育もつける方向でぜひもう一度やっていただきたいと思いますし、御提案された会派の方については、逆に言えばそういったことについてどうお考えなのかなと思ひまして、ちょっとお聞きしたいなと思ひました。

○川畑副座長

ほかに御意見、あるいは反対の御意見、賛成の御意見がございましたらお伺いしたいと思います。雨宮委員。

○雨宮委員

まず保育ですがけれども、保育室の設置ないしは傍聴同伴という提案をさせてもらっておりますので、確かに先ほどドゥマンジュさんが指摘されたような問題点というのは、考えなければいけない課題かもしれません。ただ、同時に、さっきの座長提案でスタートしてみたらどうかという思いもあるんですね。それで、実際の実態を通じて、必要な改善が迫られるのであればそれを改善していくということでもいいのかなというふうに私は受けとめました。

それから、手話なんですけど、やること、予算化には大いに賛成なんですけど、実態として時間が長くなると、2人、3人という通訳者をお願いしなきゃならないということも

聞いているんですが、その辺はどんなふうになっているんでしょうか。

○川畑副座長

はい。

○小林事務局次長

実際に派遣をいただくほうに御連絡をしたところ、内容、時間帯によっては複数の方の派遣が必要になるということでございます。

以上です。

○雨宮委員

私どもの党で、例えば街頭で演説なんかをやる場合に、長いときは1時間ぐらいになるんですよ。そのぐらいの時間になると3人来ますよね。だから、予算面でも相当しっかりと枠組みをつくっておかないと。さっきどなたかがおっしゃったけれども、いきなり全部というんじゃなくて、例えばとりあえず基本的施策からとか、代表質問からとか、そういうスタート時の枠組みというのは意外と大事ななという気もしました。これは意見です。

○川畑副座長

御意見で。ありがとうございます。ほかに。はい、井上委員。

○井上委員

保育の関係の話なんですけど、今、雨宮委員のほうからも、まず実施をしていく、そして軌道修正をやっていく中でいろいろな問題点、課題点が出てきた状況のときには、それを一つ一つつぶしていくというか、対応でという御意見もありました。私といたしましても、まずは進めていくということに意義があるのではないかと思いますので、そのような形でお願いできればというふうに考えております。

以上です。

○川畑副座長

はい、高橋委員。

○高橋委員

私どもはこれに関しては提案していなかったんですけど、今お話を伺ってまして、ほかの委員の方もおっしゃったのですけども、当然、物理的な問題、人的、予算的なハードルもあるわけですので、まずは現状、座長提案されたような形で、できるところから始めていって、それで当然のごとく、そこに対して傍聴者からは、いらっしゃればそういうニーズも聞けてくるんじゃないかなということを感じますので、何もスタートしないということでこれを引き延ばすことなく、まずは今できるところから始めていくという体制をとってみてはいかがかなと。特に、今、雨宮委員がおっしゃった手話とかという形になって

きた場合には、予算的な問題のハードルがかなり高くなりそうな気もいたしますので、詳しくはわかりませんが、保育の部分についてはできるところからスタートしていくという形で進めていくのはいかがかなと思います。意見として申し上げておきます。

○川畑副座長

ありがとうございました。ほかに御意見、方向性、ございましたら挙手にてお願いしたいと思いますが、ございませんか。はい、座長、お願いします。

○伊藤座長

皆さんの御意見でもし御理解いただくならば、私が冒頭をお願いいたしました内容で実施をしていく。そして、委員会室、もしくは本会議場の乳幼児、幼児については、今後の課題が発生したときに対応をするということもつけ加えさせていただき、保育サービスについてはまずこの方向で実施していく。

もう一方、手話・要約筆記につきましては、要約を基本とするわけでありませけれども、まずは、例えば本会議場における代表質問、もしくは基本的施策、3月に実施をして、まず確保していきたい。このこともここで明確に方向性を定めさせていただければと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○川畑副座長

はい、ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

まずはスタートしてということですが、では要望として1点言わせていただきたいと思います。

何か課題が出たときにはまた考えていくということでしたので、ぜひ利用する市民側の意見をとっていただければと思います。手話を受けるときには障害を持った方がそれがあることでどのように、どういうところがもう少し改善すればいいと考えていらっしゃるのか、または保育のことも、お子さんを連れて入られる方がどのようにそれを感じているのかというようなことで、何かわかるようなアンケートとか聞き取りとかということも同時にしていただきたいと思います。これは要望です。

○川畑副座長

御要望として。はい、座長。

○伊藤座長

今のことについては、先ほど私が答弁したとおりでございまして、今、本会議場はネット通信をして皆さん視聴できる体制になっておりまして、このところアクセス数が非常

にふえています。一方、委員会室においては、これは今後のテーマになりますけれども、例えば委員会室のユーストリームというんでしょうか、その部分で放映ができれば、また別な意味での対応がここに出てくるのかなと。

もう1つは、委員会室の状況、傍聴席がいっぱいになったときに対応するというところで合意をいただいておりますが、別室において視聴ができるということも確保されておりますので、いろいろな部分では対応ができてくるのかなと思っています。ただ、今後の課題は課題として、もし発生したときには議論をしていきたいということは基本として定めておきたいなというふうに思います。

以上です。

○川畑副座長

大河委員。

○大河委員

私も要望ですけども、本会議もそうですけど、例えば委員会に、放射能の問題なんかのときは乳母車とかおんぶしたお子さんがいた方が陳情に来たりしていたのを覚えていますので、そういう方が入ったとき、静かに聞いていることの大変さというのを思えば、今座長がおっしゃったように、むしろ委員会においては委員会中継ということをしていくのが妥当なのかなというのも思います。

それと、アンケートは来た方にとっていただければと思います。所沢は市議会を傍聴された方皆さんにとって集計をしているようですので、連れて入ったけれども、やっぱり保育があったらという声もあるかもしれませんので。それと、気兼ねなく傍聴に来てくれというふうな要請もしないと、実際できるかどうかということは皆さん知らないわけですので、もし決まりましたら、そういったことの同伴もできるということは明確に出していただきたいなというふうに思います。

○川畑副座長

ありがとうございました。それでは、座長から提案がありましたとお進めていくということで御了承をお願いいたします。

それでは、次に移ります。(4)一問一答方式の試行導入についてを議題といたします。このテーマは、第7回代表者会議で協議され、一問一答方式を試行導入していくことが確認されております。本日は、試行導入に当たりまして、資料26でお配りしてありますので、一問一答方式試行導入(案)について、まず座長から説明をお願いしたいと思います。座長、お願いいたします。

○伊藤座長

一問一答方式試行導入につきまして、提案するものでございます。

一問一答方式導入につきましては、第7回代表者会議において、一般質問は一括質問方式と一問一答方式のいずれかを選択することとし、一問一答方式の試行は、具体的な手続等を定めた中で早期に実施していくとの了承を得たところでございます。これを受けまして、一問一答方式試行導入に向けた具体的な取り組みの案を検討いたしましたので、説明をさせていただきます。

まず、資料26をごらんいただきたいと思います。2の確認事項では、反問権について、試行していく中で議論していくことから、結論が出るまで付与しないことといたしたいと考えています。質問席につきましては、一問一答方式、一括質問方式、いずれも質問は自席で行うことといたしたいと考えます。

質問通告様式につきましては5ページをごらんいただき、通告様式に一括方式と一問一答方式の選択欄を追加いたしますので、まず、質問者は通告の際、いずれかの質問方式に丸をつけることといたします。一問一答方式の質問方法はおおむね4種類が想定されますが、中項目、質問の要旨ごとに一問一答することが望ましいと考えているところであります。

また、一問一答方式を選択した場合、最低限のルール化が必要となってきます。4ページに記載しておりますが、例えば中項目単位で一問一答をした場合、1つ目に、質問の単位については5ページの通告書をごらんください。通告書の各質問件名に対する質問要旨項目、通告書には1、2、3と表記してありますが、この中項目の単位で一問一答を行っていただくこと。2番目に、再質問の単位については、再質問がある場合は、各項目（中項目）ごとに再質問、再答弁を行うこと。3番目に、質問のさかのぼりでありますけれども、各質問については、前の質問項目に戻って質問をしないこと。4つ目に、質問者のまとめについては、各質問項目ごとにまとめがある場合はまとめをしてから次の質問に移ること。ただし、大項目単位のくくり、あるいは質問の最後に総括などでまとめていただいても構わないこととするところであります。

以上が一問一答方式の今後の進め方の説明でございます。御理解を賜りましてぜひこの方法を導入し、試行してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○川畑副座長

ありがとうございました。座長からの説明が終わりました。説明に対して御意見等がございましたらお伺いしたいと思います。挙手にてお願いいたします。ございませんか。雨宮委員。

○雨宮委員

意見というよりか質問かもしれませんが、時間の枠組みは現状のとおり行って帰ってで1時間ということでは変わらないんですよ。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

そのように考えています。

○雨宮委員

それから、些末なことかもしれませんが、自席で最初から質問をやるという点についてなんですが、上程時の質疑と区別がつかなくなるんじゃないかなという思いがちょっとあって、一般質問ですとうたうからそれでいいんですかね。

○伊藤座長

議事進行上、議長としての整理は、当然冒頭に一般質問ということを発表し、一般質問がスタートしていくわけでありまして。上程時質疑と質問場所が全く同じだから、その区別がつかつかないかということでありまして、今の現状でも、例えば再質問については自席から行っているわけでありまして。それとの区別をもしつけるとすれば、今の議論には当てはまらないんじゃないかなと思っています。

以上です。

○川畑副座長

よろしいですか。ほかに御質問、御意見ございませんか。はい、大河委員。

○大河委員

私も本会議場を思い浮かべながらこれを見ていたんですけども、国会は議院内閣制ですから、理事者側も全部議員さんですからいいんですけど、市議会というのは、今の席の並びですけれども、理事者側が傍聴席の方向を向いていますね。議員が全部自席でしたらどんなふうな雰囲気で行っているとか、そういうものが傍聴に来た人にはなかなか見えないということを考えると、一問一答になったとき、向かい合う登壇のところが変わるまではずっとこれだというふうなことなのかもしれませんが、私は、可能であれば、最初のところは行ってやるなり何なりの形か、そこで待っているなり、何かそういう工夫はあってもいいのかなという気がして、これの提案を読ませていただきました。

○川畑副座長

小林委員。

○小林委員

試行ですから、やってみてというふうに思っています。ただ、それが何回が試行なのかはありますけれども、数回やってみて、また見直して皆さんで討議すればいいんじゃないかなと思います。

それともう1つ、ルール化。ここまで中項目云々まで決めることがどうかなという部分を思いました。これはあくまでも対行政のやりとりであって、余り議会側で縛るというのもどうなのかなというふうな感じがしていますので、とりあえず試行でやらせていただければなというふうに思っています。

以上です。

○川畑副座長

ありがとうございました。ほかに御意見ございますか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、座長が今提示させていただいた方式で御了承いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

ありがとうございます。座長のほうからお願いいたします。

○伊藤座長

それでは、今の約束事を御了解いただきましたので、直近の議会から対応していきたいと考えているところでございます。これを3回、4回先に延ばしても何の意味もありませんし、ぜひ皆さんはその旨対応していただきたいと思っています。今、わあっという声が聞こえてきたような来ないような気がしますけども、直近の議会から対応する方向で私どもは考えているところです。

そして、まずこのことを議会の全体の流れとして皆さんできちっと合意を得、進めていかなければなりません。つきましては、一問一答方式の導入、発言場所、発言内容を含めて、議会運営委員会において最終的な判断、最終的な結論をそこで見出すということになってまいります。私のほうの進行上の予定は、直近の議会ということをぜひ御理解いただきたいと思います。

以上です。

○川畑副座長

ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

意見です。試行期間をどのぐらいまで設けるのか、いつになったら見直すのかということ

ころも一応示していただければと思います。できれば、直近の議会でいろいろ一問一答が出て、それですぐどうだったかというような見直しができるればいいのかなと思うんですが、その試行期間というのはどのようにお考えでしょうか。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

それは皆さんの感覚というかな、次の直近の議会で、例えば議会運営委員会で議論をしていただいて実施したとします。この1回を試行とするのか、いや、9月または3回の12月だとか、もろもろその状況というのは常にあると思うんですよ。ですから、試行したからといって、全面的に中身を入れかえるということは私は考えていません。じゃ、どうするか。細かいところの運用上についての変更については当然考えていかなきゃいけないのは常に同じ条件のもとに、すべての改革事項があるのかなと思っています。

○川畑副座長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、座長提案のとおり……大河委員。

○大河委員

済みません。ちょっと確認ですけども、今、議会運営委員会というお話がありましたけれども、ここの場で試行を合意するというふうになったら、例えば直近の議運に諮ってこういう方式を導入するという具体的なことをそちらで打ち合わせをするというイメージでお話をされたんでしょうか。ちょっとそこをもう少し詳しく御説明いただければと思います。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

私は、今の方向性はこの改革代表者会議で示されたと思っています。ただ、議会運営上、議会運営委員会を無視して、こうしたものの導入を図るべきではないと思っていますので、議会運営委員会において了承を得、試行をしていくという位置づけですので、御理解ください。

○川畑副座長

よろしいですか。はい、大河委員。

○大河委員

そうしますと、今言った試行の時期とかそういった内容については、この場で少しどうだこうというふうな意見をとっていくんでしょうか。それとも、議運の場に移っていった変えていくということなんですか。

○伊藤座長

御意見としては、どのような形かなということは今想定しながら私は聞いていましたけれども、例えば直近の議会で次の議会にその対応をしてみたいですね。まだこの代表者会議がそのときには存続しています。来年の6月までのお約束ですから。そうしますと、1、2回、3回の経験はできるわけですよ。その中で、もしそういう提案が幾つか皆さんから出されれば、その皆さんの提案を受けて、ここで議論をされたらいかがかなということは思っていますが、ただ、基本的に大きく変えるような議論は避けていただければと思っています。

ただ、試行ということがいつまでも試行かという、本当に3回も4回もやったら試行じゃなくなっちゃうという意見もあるかもしれない。その辺は常識的な判断の中でぜひお願いしたいなということです。

○大河委員

もう1つ、最後に確認ですけども、当分の間、自席でという話ですけども、そういったことが定着すると、例えば次年度予算で登壇の席の改修とか、そういった話の内容が出てきた場合は、それはこちらで諮るということになるんですか。

○伊藤座長

質問席を増設するというのもこの前段で議論をしています。ただ、そのことについては現段階では必要がないと。ただ、いずれかの時期に必要と判断されたときには、設置をしてもよろしいかなと。このような受けとめ方を私はしておりまして、場合によってはそういう質問席を新たに設けるということも今後の課題としてはまだあるというふうに認識しております。

以上です。

○川畑副座長

よろしいですね。ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

試行期間としてやるということで、自席で一般質問をやるという形に大きく変えるということですから、ぜひ一問一答を導入していく中で傍聴に来ている市民の方にアンケートをとっていただきたいと思うんですね。それで議会がわかりやすくなったという意見も出

るかもしれませんが、ぜひ傍聴に来ている方のアンケートもお願いしたいと思います。

○川畑副座長

ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、次に進めさせていただきます。

ただいまありましたように、今までは、継続協議を議論させていただきました、3、検討・協議事項の(1)から(4)までは今まで進行させていただきました。これからは(5)、(6)、(7)に入ってまいります。先ほど大筋で合意いただきました議会改革提案項目整理表に沿って進めさせていただきたいと思っております。

それでは、今回出されておりますこの日程表の(5)議会報告会・市民との意見交換会等についてを議題といたします。このテーマは、議会改革提案項目整理表によります3に当たります。

このテーマは、議会と市民との関係についてのテーマであります市民への議会報告会、意見交換会、ふれあいミーティング、地域議会報告会、委員会の出前議会、土日夜間の議会開催等が提案されております。

最初に、これらの提案の説明を先に一括して説明していただき、一通り説明が終わりましたら質疑、意見交換に入りたいと思っております。

最初に、議会の報告という観点から、議会報告会、地域議会報告会を提案されている委員から説明をお願いし、次に委員会の出前議会、土日夜間の議会開催の説明を、最後に、議会報告会とも関連してくるでしょうが、市民との意見交換会、ふれあいミーティングについて説明をお願いいただければと思っております。

なお、議会報告会と意見交換会は、関連があれば一括して御説明いただいても結構でございます。

それでは、議会報告会、地域議会報告会を提案されている委員さんから説明があればお願いしたいと思います。挙手にてお願いいたします。雨宮委員さん。

○雨宮委員

ここに書いてあるとおりなんですけど、要するに、今、行政のほうはいろんな形をとりながら市民への情報を発信するだけでなく、意見交換だとか、要するに双方向のやりとりが非常に盛んにやられているというふうに思うんですよ。それに対して議会のほうの実情はといえば、残念ながら、議会だよりを出して、あとは議員がそれぞれ個人というか党派も含めてですけども、そういう単位でいろんな報告会なり、あるいはニュースみたいな

ものを出したりしているのが実情だと思うんですけれども、ここで言っている、議会という機関の責任においてこの一連のこと、市民との交流や双方向の情報交換をやろうというのが全体というか私が考えている趣旨なんです。

報告会、意見交換会、ふれあいミーティングというふうになっていきますけれども、言わんとしていることは、それを28人の議員がいる調布の市議会として、28人で調布市全域に何とか責任を持とうという意味で、この地域というのを入れたつもりなんです。1カ所だけでやって、それでよしとするのではなくてね。ただ、そうはいつでも、いきなり4カ所やれ、10カ所やれなんていっても、そうはなかなかかなりにくいでしょうから、これもまたスタートして、1カ所から箇所数をだんだんふやしていくというふうな、そういう経過的なあり方はあってもいいのかなというふうに思っています。そんなところです。

○川畑副座長

はい、小林委員さん。

○小林委員

私のほうも同趣旨ですね。名前は報告会なり、私のほうではふれあいミーティングも言っていますけれども、あるいはこれは委員会の出前議会もありますけれども、やっぱり議会が市民の側に出ていくというのが必要かなという意味で、これも余り肩ひじ張らないでやってみるというのが。どのような形でもやって、ほかの地域でも市でもやっているところがふえてきていますので、まず報告会あたりから始めていくのが一番無難ではないかなというふうに思っています。とりあえず、そんな感じでしょうか。

○川畑副座長

議会報告会についての補足的な説明がほかにございましたらよろしく願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

次に、委員会の出前議会、土日夜間議会の開催等についての説明があれば説明を挙手にてお願いいたします。提案された会派の方、よろしく願いいたします。小林委員。

○小林委員

今話したように、本会議を外でというのはキャパもありますのでなかなか大変なので、委員会程度でしたら、その案件ごと、その地域にかかわるようなことは、その地域でできるかなという意味合いで提案をさせていただきましたので、よろしく願いします。

以上です。

○川畑副座長

ありがとうございました。はい、高橋委員。

○高橋委員

委員会の出前ということに関してちょっと一言だけ。前回のプレゼンテーションのときにもお話しさせていただいたんですけども、当然、自治法上の問題等もいろいろあったり、それから理事者側のスタミナの問題等もあるということは十分理解した上でなんですが、少なくとも、今、小林委員もおっしゃったように、本会議を外でというのは非常に難しいところがあると思います。なので、委員会のまず1日だけでもいいんですけども、実はこういう感じで委員会というのは運営されているんだよという部分を、市民の皆さんにぜひ触れていただきたい。それは、おいでくださいと言っても非常に難しい部分もあると思いますので、こちらからまずは市民の側に出向いていくという、何らかの形でそういうアクションを起こしていきたいというのが趣旨でございますので、制約上いろいろあるというのは理解しておりますんで、とりあえずテスト、いわゆる先ほども出ています試行でもいいんですけども、とりあえず実施してみるというのをぜひ検討していただきたいなという思いで出しました。

以上です。

○川畑副座長

はい、ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

私は夜間や土日議会を開催するというのを提案したんですけども……そちらはまだですか。

○伊藤座長

今、委員会の出前議会。

○ドゥマンジュ委員

済みません。フライングしました。

○川畑副座長

ほかに補足説明はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、次に、土日夜間開催等における議会について御説明がございましたら説明をお願いします。はい、ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

今はやはり働いていらっしゃる方も多いので、平日に開催する議会では聞けない方が多いと思います。たくさんの方々に傍聴に来ていただきたいという思いを議会として

発信するということにもなると思いますので、土日夜間の議会というのも試行的に検討していくべきだと思います。

○川畑副座長

ほかに補足説明はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

次に、市民との意見交換会、ふれあいミーティングについての説明がございましたら挙手にてお願いいたします。——言いましたっけ。言いましたね。

今、説明がありました。ほかに、今なかった部分で補足説明がございましたら、今のうちに説明をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、出されました意見につきまして、皆さんからの質疑、意見等がございましたらお伺いしたいと思います。挙手にてお願いいたします。雨宮委員。

○雨宮委員

これは提案者への質問になるかもしれませんが、委員会の出前ね。これはなかなかおもしろいと言うと語弊があるんだけど、実際に出かけていったときの委員会のイメージというのはどんなふうに描いているのでしょうか。私が思うには、これが本当にできるようになると、まさに議員間の自由討論が非常に活発になると思うんですよ。理事者を説明員として全部連れていくのかいという話になるんだよね。その関係のイメージはどういうふうに描いているのか。

○川畑副座長

小林委員。

○小林委員

基本的には、例えば総務委員会を例にとって、これだけのキャパが入るところはなかなか。例えばあくろす、ああいうところで。あくろすホールは100人入るわけですから、あそこでここと同じことをやる。例えば1日。できなくはないんじゃないでしょうかね。だって、やろうと思って出しているわけだから。

以上です。

○川畑副座長

高橋委員。

○高橋委員

基本的には、私も今、小林委員がおっしゃったような形なんですけど、当然のごとく、理事者の皆さんをどれぐらい、どこまで時間を拘束して、どこでという形というのは、冒頭申し上げましたように難しい部分もあると思うんですけども、まずはこちらから出ていくという、私は何らかアクションを実現したいんです。

例えば、それが平日だと非常に難しいよということであれば、僕は土日でもいいかなと思っています。土日に委員会をどこか外で実現させることによって、後段に出ている、いわゆる本会議の土日とかでも傍聴に来るような、そういった方々を促進していくという1つのきっかけにぜひしたいなというふうに思っています。

○川畑副座長

ほかに御意見、あるいは反対意見、賛成意見。はい、林委員。

○林委員

肯定的な意見等が多いので、逆の意見も言わなきゃいけないかなと思ひまして手を挙げさせていただいたところでございます。冒頭の報告会云々のお話がお二方からあったかと思うんですけども、おっしゃっていることはおおむね理解したんですけども、ただ、雨宮さんかな、市長部局は市長を中心とした、市の方針を市民とのやりとりというか意見交換をするというのはやっていますし、わかるんですよ。ただ、議会の場合は政党、会派、それぞれいろんな考えも皆さんあるわけですから、市民の意見に対する受けとめ方もさまざまだし、私は議会の報告会というものを市議会全体としてやることについては、いま一つ今の段階ではまだ賛同はできないですね。

あともう1つは、ちょっと質問なんですけども、委員会はちょっと飛ばして、土日夜間議会、これは私も昔、1期目ぐらいのときにこのようなことを申し上げた時期もありました。ただ、今、その当時と随分環境が変わっていて、提案理由の説明の中に働いている方が多いとかいろいろおっしゃいましたけども、そういった方のためにも今のインターネットの同時中継及び録画中継というのがあるわけじゃないですか。土日夜間議会をもし仮に行うとすると、申しわけないけど、コスト的にどれだけかかるのかというのは御計算されていますかという質問なんですけども。

○川畑副座長

今、林委員さんから御質問がありました件に対しまして、御回答はありますでしょうか（「どこの部分」と呼ぶ者あり）。最後のほうです。済みません。ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

コストの面は計算していませんけれども、インターネット中継をしているからそれで見られるというのも、言われてみればそのとおりでなとも思います。だけれども、姿勢とし

て、土日、生で見てくださいというようなこともやってもいいのではないのかなとも思います。

○林委員

今の御答弁というかお話で、コストは計算されていないと。ただ、生のものを見てもらうのも大事じゃないかと。生のものを見てもらうのもそれは大事なんてすけども、やっぱり今、市の財政が非常に厳しい中で、総合的に考えると、費用対効果もやはり私たちとしては議会から率先して考えていく立場でもあるんじゃないかなと思っています。

だから、生で見るのももちろん大事なんだけど、やはりそこはコスト計算もした上で話ですけども、そのコストと実際やるだけの価値を比較して議論しないとやっぱりいけないのかなと思いますけどね。

○川畑副座長

小林委員、先ほど手を挙げられましたよね。

○小林委員

私、このことではないよ。全体でいい？

○川畑副座長

大丈夫です。小林委員。

○小林委員

先ほど林委員さんから報告会について否定的なお話があって、会派、あるいは政党の代表だというようなお話ですけれども、私たちはあくまでも22万市民の代表というふうに一人一人が本来思わなきゃいけないと思いますし、議会報告については議会でどのような形で議論された、あるいはそれが自分は反対だったけど賛成多数で通ったことについても、やはりそれは通っているわけだから、肯定的なお話を議会人として市民にお伝えしていくことが私は大事だと思うし、市民の前に報告するときに、反対したからもう何でもかんでも反対、反対ということではないので、そのためには我々一人一人、28人がその報告会をする前段でいろいろ勉強を、どういうふうにしていくかというのは議論を当然していかなくちゃいけないと思いますけれども、これはぜひともやることによって、市民の議会に対する見方もやっぱり大きく変わってくるかなというふうに私は思っております。

以上です。

○川畑副座長

ほかに。雨宮委員。

○雨宮委員

今の小林委員の意見に足して、やっぱり、今、いろんなところで議会に対する市民の皆

さん方のとらえ方というか、感情も含めて非常に厳しいものがあるんだというふうに思うんですよ。例えば調布の現状がどうなのかと。以前からアンケートのことも提案していますが、やっぱり報告会というパイプを通じて、今、調布の市民の皆さんが調布の市議会や議員に対してどういう見方をしているのかというのを肌身で感じ取ることは非常に重要だというふうに私は思うんですよ。まずそこからが改革のスタートだと思うの。

やっぱり現状をリアルに客観的に把握しなければ、ややもすれば机上の空論というか、そういう言葉だけのやりとりになっちゃって、実を伴わないものにもなりかねない。だから、報告会という言葉を使っていますが、まずやっぱり市民と議会との間の距離を縮める。ここがまずあれだろうし、それから、何で議会としての報告なのかというのは、まさにさっき小林さんがおっしゃったとおりだと思うんです。

議会の中のそれぞれの政策集団というか、会派と言っても何と言ってもいいんですが、議会の内部の活動として政策論議をやる必要は大いにあるし、意見の対立だとか分裂だとか、それはそれであって当然なんです。だけど、一たん結論が出たからには、その結論にどのようにして議論が導かれていったのかということは、それぞれの政治的立場を抜きにして、まさにニュートラルな状態で市民に対する説明責任を果たしていくというのが今流に求められている、現代的に求められている議会の役割なのかなというふうに私は思います。

だから、その線上で考えていった場合に、ふれあいであるとか、あるいは意見交換会であるとか、呼び方は違うんだけど、いずれも同じ中身を持っているのではないかなというふうに私は感じています。

○川畑副座長

ほかに御意見ございますか。大河委員。

○大河委員

私は自由討議という切り口からお話ししたいと思います。やはりこれまでずっと自由討議の重要性という話が委員会の議論でも出てきました。つまり、十分自由討議を重ねた結果、機関として議会が1つの一定方向の結論を出したということになれば、その賛成、反対はあったとしても、機関として十二分な議論をしていれば、議会報告に行っても、議会としてこういった意見がさまざま出た結果こうなりましたということは、各議員が外へ出ていっても共通して報告できるのではないかと思います。ですから、外に出て行って報告する前段階として重要なのは、まさに議会の中で十分な合意形成、自由討議をして、その問題に対して議会としての結論をより内容のあるものにしてやっていくということがあって、報告会になるのかなというふうには思っております。

やはり先ほどもあったように、直接民主主義ではないですけど、議会への市民参加ということであれば、よく市長の会も来ますけども、私たち議会という機関に対して、個々の議員としてはどういうことを言われているかは直接受けとめていますけど、議会をどうみんなが見ているのか、そういう機関に対しての意見ということを知る機会はないので、私どもには議長がいたり議事機関としての形を持っているわけですから、機関として行って、私たちはこう考えるということ、二元代表制の一翼を担っているわけですので、やはり議会というものを市民の皆様にご存知いただく意味でも、私は直接行く意味は大変深いものがあるというふうに認識しております。

○川畑副座長

ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

私も意見が重複しますので細かくは言いませんが、やはり市民の中に出て行って議会の報告会をしたり意見交換会をするということは、議会改革のまさに肝であるところだと思います。今、立川なんかでも今度の28日に意見交換会をするということですがけれども、調布市としても議会としてどう議決をしていったのかということをご皆さんの前で説明したり、また市民意見を吸い取る場としてぜひ実現していきたいと思っております。

○川畑副座長

大須賀委員。

○大須賀委員

議会報告会を開く意義についてはお聞きいたしました。具体的にこういうイメージで議会報告会を考えているということをお聞かせいただけるとありがたいんですが、お願いします。

○川畑副座長

小林委員。

○小林委員

どんな形でも、要するにどんな場所でもできると思うんですけども、例えば小ホール、イメージとしては、あくろすでもいいですよ。地域センターでもいいんですけども、28人全員が集うという形も、今回立川はそうらしいんですけど、そういう形で議会で行われたことをやる場合もあるだろうし、あるいはもう少し小さな単位で10人——7か。7人ぐらいのそういうパターンで各地域を回っていく、めぐっていく場合もあるだろうし。

多摩市なんかやっても、いざ報告会を開いても、市民の方はそんなたくさん来ないという現実があるというふうにも聞いています。そのために駅頭でみんなが、ぜひ来て

くださいというような形で本当に各議員が、1つの会派だけではなくてみんなが市民に呼びかけて、何日にやりますからぜひとビラを配ったりというようなこともやっているというふうにも聞いていますので、いろんなパターンがあるんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○川畑副座長

ほかに御提案。高橋委員。

○高橋委員

私も議会報告会についてなんですけど、ぜひ積極的にということで意見を申し上げたいのと、今、大須賀委員がおっしゃった質問について、私としては少なくとも複数会場、2カ所なのか、4カ所なのか、ぐらいな形で、まず最初であったとしても最低2カ所ぐらい、できれば4カ所というような形でイメージしております。それと、なおかつ議会の報告をこちら側からした後に、きちんと市民の皆さんの意見も、意見交換なのか、意見をお聞きするだけなのかわからないんですけども、そういった形での単に一方通行の報告だけでない、市民の声を聞くという時間もきちんと設ける形というのをぜひとりたいというか、とるべきかなというふうに感じております。

それから、今、小林委員がおっしゃったように、多摩なんかの話とかもありましたけれども、ほかの地方の幾つかの議会ではやはり議会報告会のときに、議員全員で駅頭でチラシ配布して、議会報告会ないしは意見交換会においでくださいみたいな形の告知をしている。その部分というのを議員が会派とか議員個人でない、議会の機関としての代表でという形でそういうところに取り組むというのは、それこそ議会が市民の皆様の前で市民の側に寄り添っていくという部分の1つプロモーションということにもつながっていくのかなという気がいたしておりますので、ぜひこれは推進していただきたいなと思っています。

○川畑副座長

はい、大須賀委員。

○大須賀委員

あと、イメージで教えてもらいたいことがあるんですが、どの立場の人がどんなことを報告するというイメージをお持ちですか。

○川畑副座長

小林委員。

○小林委員

どの立場というか、要するに議員は皆さん。例えばその役割、議員側が司会も立て、そ

して答弁する側も、それは議員側がやり方のそれなりのシナリオは考えてかないと、その場で、じゃ、あなた、どうぞというわけにはいかないでしょうね。要するに、発言者もAさん、Bさん、Cさんという形は考えていかないとできないんじゃないでしょうかねと思います。

○川畑副座長

雨宮委員。

○雨宮委員

今の話なんですけど、要するに、それは議会としてと言った意味なんですよ。個人の立場で発言するんだったら何を言っても構わないけど、議会という要するに合議機関として、合議で合意に達したものについての報告だから、当然、どんなことを報告するのか、あるいはこういう質問が来たらどう答えるのかということについて、あらかじめ少なくとも参加者で協議をして、言ってみればシナリオをつくる的なイメージにやっぱりなるでしょうね。そうしないと、同じ問題に対してAさんがこう言って、ちょっと待てよとBさんが気に入らないからと別のことを言ったんじゃ、それじゃ議会としての報告にならないと思うんですよ。大体いろんな経験を聞いてみるとそういう形でやっているようですね。

○川畑副座長

今、大須賀委員からの問いに対して、ほかに提出されたところ。大河委員。

○大河委員

例えば調布でしたら、大きくは4地域に分かれていますけど、よそですと、聞くところによると、やっぱりその地域の議員ではない地区の議員を充てたりする場合もあるようです。地元というんじゃなくて、だから選挙が絡むというんじゃなくて、それぞれが公平に行って報告できるようにすることというのと、先ほども言ったように、会派を代表して行くのではなくて、議会を代表して行くので、決まった内容についてどういう論点があってどうしたかということ、やはりそれぞれ確認して行くということです。

あと、意見交換は、ほかのところで聞きましたら、議会として懸案に思っていることを行政は聞くけども、議会としても聞きに行く。例えばごみ問題だったら、そういう地元に議会としての意見交換を求めていくとかというふうな広聴の関係のそれもあるというふう聞いております。

○川畑副座長

ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

私も実はことしの2月に多治見市の議会報告会を聞きに行ったんですが、それはやはり

地区を回って地区何カ所かでやって、議員もそれによって担当を分けてやられていました。それでテーマは、今、議会で行っている議会改革についてのこととか、あとは市の懸案事項になっている庁舎の建てかえについて説明をして、それについて意見をもらっている。または、その時々の方々の皆さんの疑問にこたえているというようなやりとりをしていました。それで理事者はいらっしやなくて、どのように座っていただくかというようなことも全部議員が当日、役割分担をしながらやっていました。

○川畑副座長

ほかにございませつか。はい、井上委員。

○井上委員

考え方自体は、議員が地域に出向いて報告会、あるいは意見交換会を開催するという意義については非常にあるという認識をしています。

ただ、今ちょっと議論をお伺いしている中で、イメージが多分皆さんばらばらというか、他市の先行事例についても何々市のを見た、A市を見た方もいれば、B市の先行事例がいいよねという方もいて、実際にイメージが共有されていないのかなという様な感覚を持ちました。あるいは予算について、例えば幾らでできるのか、これは全体の話でいくと、土日夜間議会って数十万でできるのか、数百万かかるのか、もしかすると1,000万単位までかかってしまうのか、この辺なんかもある程度データなりなんなりがないと、数十万だったらいねという方もいれば、数千万という話だと、ううん、ちょっと、費用対効果がどうなんだろうという議論にもなるんだろうと思うんです。

あわせて、例えば委員会の出前議会って、地域に出向くというのはいいと思うんですけど、例えば自治法との絡みの中で、委員会ということは当然法定の議論をする会なわけで、そこで何かを決めるとかという様な話なのであれば、当然市の職員の方も含めてそれなりの対応というか、しつらえでやらなければいけないということも出てくるんだと思うんです。

だから、この枠組みの中で、地域に出ていくという枠で私なんかはとらえた場合で、もう少し具体的な先行市、先進事例なんか皆さんで共有できる1つのAパターン、Bパターンみたいなのがあったり、それは実際全員で行ったのか、選抜されたのか、エリアはどうなのか、市民の方を呼び込む方法はどのような形だったのかとか、そういうのが具体的な形で皆さんと同じ情報をもとに議論ができると、より内容が、皆さんとの意識というのが共有できるのかなというふうに話を聞いていて感じました。意見でございます。

○川畑副座長

ありがとうございます。小林委員。

○小林委員

今の意見をいただいて、例えば外へ出ていく、どういうバージョンでもいいんですけども、そういうものについて具体的にとなると、この代表者会議ではなくて、例えば専門の特別委員会なり、外へ出ていくための、じゃ何ができるのか、そういうものを別枠でそれ専門の委員会なりを、やっぱりしっかり議論し、そしてまた、いろんな事例も見、じゃ調布バージョンではどんなものができるのかというものをそういうところでやらないと、なかなか一歩先に進まないかなというように今聞いていて私は感じました。

以上です。

○川畑副座長

大河委員。

○大河委員

今回、議会と市民の関係ということで3つのあれが出ていますが、話をしながら、やっぱり優先順位があって、今言ったように予算が伴ったり、動員数が非常に大きくて大規模でなかなか実行するのが難しいものとかというふうにいけば、この中で最も求められるだろうし、私たちとして可能な例えば議会報告会というものに絞って、先ほどの保育ではありませんけれど、やれるところからということ言えば、実際議会をやっていて、それを市議会だよりという形で報告していますから、形はどこかわかりませんが、これを生で報告に行くという、例えばそういったところに絞って少し具体的なものを、やる方向で検討していくとか、そういったふうに少し分けて考えていったらいいのではないかなというふうに思います。

○川畑副座長

御意見として伺いました。雨宮委員。

○雨宮委員

いろいろなお話が出ていますが、私も肝心なことはスタートを切るかどうかだと思うんですよ。確かに井上さんが言われたように、予算はどうか、規模はどうか、それはそれでいろいろ課題は出てくると思います。だけど、肝心なことは、そこに向かってスタートを切らない限りは事が進まないわけで、だから、そういう意味では、具体的な進め方としては、さっきの小林さんの提案なんかも含めて検討する必要があると思いますけれども、やっぱりこの問題はテーマとしてはかなり大きな問題だから、取り組むという基本ベクトルを確認した上で、じゃ具体的にどんなふうな議論の仕方をしようかという相談にしていけばいいんじゃないのかなというふうに思いますけどね。

○川畑副座長

高橋委員。

○高橋委員

私も似たような話になっちゃいますけど、基本的に、今、大河委員がおっしゃったような形でできるところからという部分については、最終的にはそれはそれで私もその方向でいきたいと思うんですけど、先ほど井上委員のおっしゃった、具体的にどういう形なのか、予算はどうなんだという部分については、先ほど来お話ししている災害対策の設置についても、それから保育の部分とかについても同じだと思うんですけど、まずはこの会として、このところには方向性としては行こうじゃないかと。具体的な部分の詳細については今後詰めていきたいと思いますよという形でもいいんで、まずはこの会として1つの方向性みたいところで皆さんが意見を一致する、そういった方向に持っていけたらなというふうに思います。

○川畑副座長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、皆さんの議論等はまだ尽くすところではないと思います。これは大きなテーマでございますので、まだこれからもやっていかなければいけないのかなと思います。

本日はまた会議の時間がなくなってまいりました。したがいまして、残った議論、検討事項につきましては、次回代表者会議において協議していただくことにしたいと思います。御了承いただきたいと思います。

それでは、日程4、その他に入ります。

代表者会議の日程についてであります。次回第10回の代表者会議は5月14日月曜日に午後2時から、またこの全員協議会室で開催いたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

ほかになにか御意見等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

ほかになければ、これで終了いたします。

以上で本日予定いたしました日程はすべて終了いたしました。

再度、議長から何かございますか。

○伊藤座長

特になし。

○川畑副座長

それでは、第9回の代表者会議を終了いたします。どうもお疲れさまでございました。

傍聴の皆様は、感想などがあれば、配付してあります用紙に記入の上、事務局まで御提示くださいませ。お疲れさまでございました。

午後4時5分 散会